

建設業の中小企業(1)

白 柳 夏 男

は し が き

1. 請負人の成立
2. 近代化の停滞 ——(以上、本号)
3. 日本資本主義の犠牲者
4. 建設資本への脱皮
5. 中小建設業の存立基盤

は し が き

今から20数年も前になるが、私は建設業を経済的な角度から調査するための研究所に、約2年間籍を置いていたことがある。たまたま、ある官庁から下請関係の実態調査を委託されたときのことだが、この業界については、調査票を抱えて聞き取りに廻ることが、製造業などとは比較にならないほど困難であることを、いやというほど思い知らされた。

都営住宅の大工下請業者を訪れたときのことである。「事務所」を予想していた私は、ただのしもた屋にたどりついてまず少し面喰った。玄関に立って案内を乞うと、誰も出てこないで、「おう、上がれ」という返事だけが奥から聞こえた。ためらう心を励まして、知らない家の中を声のあった方向へ行く。八畳ほどの部屋の床の間を背にして、和服姿の老人がちょこんと座っていた。敷居ぐしに委託調査の趣旨を告げる私を下から見すえ、軽く顎をしゃくって「まあ、そこへ座れ」という。

聞き取りが少し核心に近づくと、老人は何げない風で身の上話に切り換えた。若い頃、浅草一の顔役某の三羽鳥と謳われた者の一人だった彼は、国際劇

場の建設に絡む「出入り」で血の雨を降らせ、出獄後満州へ渡って請負業のかたわら軍の特務機関をやっていたという。床の間に頭山満からもったという日本刀が飾ってあって、「見せてやろうか」といわれたが、作法を知らないの
で、これは丁重に辞退した。屈強の若い者が一人、両足を前へ投げ出した形で縁側の障子に寄りかかり、研ぎすました寸のみを右手でお手玉のようにもて遊びながら、その間じゅう黙々と控えていた。こういう雰囲気には圧倒されて、調査は極めて不十分な成果しか得られなかった。

しかし、いくらかでも話が聞ければ、まだ良い方である。顔役型でなくもっと実働型の業者になると、ほとんど話す暇がない。別の例だが、晩の7時頃やっと帰ってきた業者をつかまえようとする、これから風呂、その後はめし、それが済んだら寄合いがあるという。当人は口をきかず、もっぱらかみさんの通訳で、では日を改めてという毎日こうだからだめと、甚だにべもない。あの頃は労働ボスのピンはねが大きな問題になっていて、とり分け下請調査などという、業者の方が必要以上に身構えたせいかも知れない。しかしそういうことがなくても、独特の下請制度を持ち、しかも現場が次々と移動するこの業界について、実態調査を行なうことが技術的に極めて困難であるという点は今も変わらないと思う。

それに加えて、第2次世界大戦後まで国も財界も建設業を一人前の産業とは見なさなかった。官庁工事に従事する建設業者、当時の請負人は昭和3年(1928)に普通選挙が実施されるまでは、国会議員の被選挙権を剝奪されていたし、商工会議所の議員になる資格も、その年になってやっと与えられた。それでもなお、実質的に不平等な取り扱いはずっと後まで続いたのである。

ほかにもまだいろいろ事情があるかも知れないが、こういうわけで建設業に関する社会的、経済的な観点からする研究はほとんど行なわれていない、といってもよいと思う。本屋の棚をのぞいてみれば明らかなように、建設業関係のものといえば大部分は理工書で、ほかに技術中心の歴史書、労務管理などの経営書、あるいは社史、組合史などが少しあるだけである。工業経済論、農業

経済論, 商業経済論, 交通経済論などが, いわゆる汗牛充棟もただならぬ状況にあるのとは, まるで比べものにならない。

建設業はそういう意味で知られざる産業である。あるいは, ドラッガー流に表現すれば, 流通につぐ第2の「暗黒大陸」ということになるであろう。したがって, この業界の中小企業を論ずるには, まず業界そのものを知らねばならず, 業界の特殊な性格を理解するには, その歴史をかえりみることが不可欠である。以下, 建設業における資本主義の発達から考察をはじめるのは, こういう事情によるものである。

1. 請負人の成立

自給自足の体制

古くは建設工事も, 材料から労働力に至るまで, すべて自給自足であった。農民は自分で土地を開拓し, 道をつくり, 家を建てた。一家の力におよばなければ近隣の者が援助し, 大きな工事は村中が総出で協力した。朝廷や貴族たちはそういう形をとり得ないから, 技術の優れた者を部(べ)として従えていた。応神天皇(270~312)のとき, 新羅の工人を摂津の猪名に置いたというのもそれに当たる(猪名部の工人)。その後, 大宝令(702年施行)で木工寮(もくりょう, こたくみのつかさ)の職制が定められ, 朝廷の建設工事に対する体制が整った。木工寮には事務系と技術系の職員があり, 技術系の頭が大工(だいく)で, その下に少工(しょうく), 左官(さかん)などの職があった。同じ大宝令に飛驒工(ひだたくみ)の制が定められている。これは飛驒の国について庸調を免ずる代わりに, 毎年, 里(50戸)ごとに匠丁10人とその食料となる米を貢納する義務を課したもので, 総数100人におよんだこともあるという。おそらく大工, 少工等の指揮監督の下に労役に服せしめられたのであろう。しばしば逃亡者を出しており, 激しい労働であったと思われる。

武家の時代になると, 軍事上の必要にもとづく建設工事の比重が高まった。

「陣、普請は武士の両役⁽¹⁾」という。家中をあげて工事に従事し、「侍はこまいをかき、足輕はもっこを持つ⁽²⁾」。大将自ら杖突（つえつき、土木工事の指揮者）となり、何百何千という手木の者（てこのもの、手木は梶の意、足輕などが土工の役に当たる）を指揮した。ただの杖突にとどまらず、前田利家が秀吉から宇治川の工事を託されたときには、「後代の聞えの為⁽³⁾」とはいえ、自身でもっこを担いだという。

建設工事のための職制として、すでに鎌倉、室町幕府に担当の奉行があったが、江戸幕府ではさらに整備し、老中のもとに普請奉行、作事奉行が置かれた。主として前者が土木工事、後者が建築工事に当たったが、後に若年寄支配下に小普請奉行を置き、小規模の工事はこちらに移された。それぞれ下奉行、改役、吟味役などの事務系と、技術系に分かれており、技術系に大工頭（だいくがしら）、棟梁が属していた。現在は大工はむしろ職人（これを古くは番匠といった）を意味し、棟梁が上に立つことになっているが当時の制は逆である。各藩にもこれを小型にしたような組織があり、幕府の大きな工事にはそれらも動員された。腕自慢同志の集まりであり、幕府対大名の感情的なもつれも背景となって、技術上の問題で紛争を起こすこともまれでなかったようである⁽⁴⁾。

大工請負のはじまり

幕府と大名の建設組織相互間の、いわば横の関連のほかに、町方の組織との間の縦の関連もあった。元文（1736～40）中に幕府が京都で女御御殿を造営した際の組織がそのよい例である。御大工頭は中井藤三郎、はじめ二本差しを許されず、一刀乗馬で出勤したが、のち帯刀御免、御目見以下の士分となり、さらに延享（1744～47）の頃からは御目見以上に准ぜられて代官の次に列した。この中井の下に、3人の御扶持人棟梁（御被官棟梁ともいう）、池上五郎右衛門（高71石）、弁慶小左衛門（高100石）、矢倉久右衛門（高38石余）がいた。この3人は御用を勤めるときだけ帯刀を許され、町棟梁の上に立った。町

棟梁は法隆寺から中井の役所へ詰めて働いたもので、その中から堀内備後、塚本平右衛門が頭棟梁に任ぜられた。御扶持人棟梁には役扶持が、町棟梁には作料(日別賃銀)が支払われたが、ここで問題になるのは町棟梁の受け取った作料の性格である。「棟梁の大積り、番匠の工数五万工」というときの、その大積りが単に幕府予算の必要によるものなのか、あるいは棟梁の受け取る作料と関係があるのかどうか明らかでないが、もし棟梁たちが配下番匠の作料まで大積りに従って受け取ったのであれば、いわゆる「切り投げ」で、直営工事の中の部分請負に当たるかも知れない。ここで請負の問題に出会うことになるが、すぐそれに入る前に、上記の例に出てくる町棟梁の発展をみておく必要がある。

さきに述べた木工寮の大工、少工などの技術者は、貴族の邸宅や寺院の建設にも従事したが、有力な貴族や寺院の周囲には、その庇護のもとに別の技術者・手工業者が発生し、仕事場を確保するためやがて一部では座を結成するようになった。しかし建設物の耐用年数は著しく長いから、一つの寺社等の工事だけで生計を維持することは、商品経済の発展につれて次第に困難となり、仕事を求めて他の工事場へ進出せざるを得なくなる。朝廷の衰微と武家の勢力拡大がこういう動きを促進した。さきの例にみられる、幕府の工事組織と法隆寺の町棟梁たちとの結びつきも、この延長線上にあるものといえるであろう。

これら寺社所属の大工たちの間に請負がはじまるのは、大河直躬氏の入念な研究によると、室町時代、15世紀以降である。ただし最初は小規模な工事について、一部にしか行なわれていなかったが、だんだん一般化して江戸時代に本格的なものとなった。その際、請負が行なわれるようになった大きな理由の一つとして、建築工事の内容を、予め客観的に予測するための正確な図面をつくる技術の発展を指摘されているのは、たしかに専門家でなければ気のつかない卓見であると思う。しかしその背景として、やはり商品・貨幣経済の一層の発展と、利潤を追求する資本家的、投機的精神の高揚があることも明らかである。だから請負本格化の指標としては、単に請負に出される工事の規模や普及度だ

けでなく、大工の請負に代わって、建設技術を全くまたはほとんど身につけていない商人その他の人々の登場してくることが、非常に重要な意味を持っていると考えられる。そういう人々が縦横に活躍するようになるのが、江戸時代の請負の特色である。

小普請制度の崩壊

以上は主として建築工事について述べたのであるが、土木工事もほぼ同じような経過をたどったものと思われる。江戸時代になっても、はじめは直営で、労働力も自給であった。

「昔ハ普請ナドヲスルニ日用ヲ雇フ事ナシ。皆手前ノ中間若党ニ普請廻築ヲサスル。親類知人ヨリモ家来ヲ借シテ普請ヲサスル故物入無シ。大名ハ足輕中間并ニ家中ノ家来ヲ普請ニ使フ。公儀ノ御普請ニモ御旗本ノ家来ヲ出シテ日傭ヲ召使ワル、事無。某父ノ時代又父ノ弱キ時ノ咄ニテ承リタリ。祖父ガ普請仕リシ折ハ細川玄蕃頭有馬左衛門佐中間ヲ借タル話シテ母ガ語り聞セ候」⁽⁸⁾。

これは徂徠（1666～1728）の『政談』からの引用であるが、「公儀ノ御普請ニモ御旗本ノ家来ヲ出シテ」というところは、小普請の制度のことと思われる。

小普請とは、禄高3千石以下の旗本、御家人のうち、役についていない者のことである。いくつかの組に分けて組頭が統轄し、その組頭の下に5、6人に1人の割で世話役がおかれた。この小普請のうち、2百石以上の者が幕府の工事に自分の中間を人足として差し出すことになっており、5百石以上になると、杖突として侍1人が裁着（たっつけ）に羽織を着て人足を引率した。差し出す中間の人数は概ね100石につき2、3人であったが、工事場で間違いを起せば一身一家の滅亡につながる。そこで中間を召し抱えるには、大家請（おおやうけ）といって厳重に保証人を立てさせ、いよいよその日は未明から自分も起き、中間にくどくど説教して出してやるが、夕方帰るまでは居ても立っても

いられないほど気を揉んだものらしい。⁽⁹⁾

しかし、旗本、御家人の生活が苦しくなるにつれて中間の「人員整理」をやるため、いざというとき所定の頭数を揃えることができない。そこで人足供給を請負う町人を通じて臨時に中間を雇い、これを自分の家来ということにして差し出すようになった。

人足供給の請負

事態がここまでくれば、小普請に中間をあっせんする町人が、直接人足の供給を請負っても同じことになる筈である。事実もそのように発展した。

「其以後は、手前の中間出す事止み、町人に御普請人足を請合候者出来、此受合之町人に金にて渡す。たとへば百石に付金子何程にて請合可申と申者有之、外より何程にてと下直に申込、依之承合候へば下直成は百石に而式朱計にて受合も有、又二三百石にて壱分式朱も有、尤體成家敷持たる町人を請に取、尤人足扶持は町人方へ受取也。方々故大分の金高に付、請合たがる町人夥く有⁽¹⁰⁾」といわれている。

上の文にある人足扶持は、人足1人につき1日米4合の割で幕府から支給されたもので、これが町人に支払われるということは、人足供給が幕府との直接取引に移行したことをしめしている。小普請は人足を差し出す義務を免除された代わりに、寛文(1661~72)のころから、石高に応じて小普請金を差し出すことになった。

江戸以外でも、事態は同じように進展した。つぎに引用するのは、加賀の前田利常(1593~1658)に仕えた者の聞き書き『拾纂名言記』の一節だが、これは単に日雇が普請に使用され、その日雇頭がピンハネを行っていたということだけでなく、それを怒った日雇たちがストライキを決行したというところ、極めて興味が深い。

「小松日雇頭七郎右衛門と申者、日雇被召仕時分此者致=支配=候処、公儀より被下歩合の外に、私欲を構へて歩を取に依て、日傭共腹を立候へ

ども可_レ仕様無_レ之。或時急御普請有_レ之時、日傭共申合一人も不出、其段入ニ御耳_一、御機嫌損じ、引張切に可_レ仕由吉田伝七に被_二仰付_一、大手口橋の爪にて御成敗被_レ成。其後は私を構へる者少も無_レ之与申也⁽¹¹⁾。

町方職人の「親分」

これまでの記述は、貴族の邸宅、寺社、城郭の建設が中心であった。しかし都市が発展するにつれて、そこに住む商人その他の需要をみたす建設関係の手工業者が必要となる。それがどういう経路で形成されたかはっきりは分らないが、寺社等の大工棟梁について修行を積みながら、独立して棟梁となる望みのない職人や、飛騨工に代表されるような、農民のうちの技術に長じたものが、新興の都市へ定住するようになるというのが、主要な源泉ではなかったかと思われる。

徂徠は今の千葉県、上総の国松が谷村の釈迦堂に、4、5百年前飛騨工が建てたという棟札があったと書いている。棟札が偽造でなければ、1200年から1300年頃、飛騨工が諸国を遍歴していたことになる。「其時分上総ノ国ニ大工ナシ。飛騨大工上京シテ公役ヲ勤ルモアリ国々ヲ廻ルモアリ。先々ニテ普請ヲ受取テ木取ヲシ、夫ヨリ五里モ十里モ脇へ往、段々先ヨリ先へ往テ、右ノ最初受取タル普請ノ木ノトクト枯タル時分ニ廻リ来テ木ヲ削リ立、得ト拵テ又脇へ往、其割置タル木ノ得ト枯タル時分ニ来ル故一所ノ普請ニ二年モ三年モ懸ル也⁽¹²⁾」。これはいい伝えをそのまま書いたのだろうが、嘘だという証拠もない。

飛騨工ほどの技術はなくても、自給自足に生きた農民はすべて建設工事についての心得があった。そのうち腕の立つ者が農閑期に出稼ぎに出るということは古くからあったであろう。とくに近世城下町の建設が盛んに行なわれた時期に、諸国から呼び集められて、大工町などの同業町を形成した者の中には、そういう出身の者が少なくなかったのではないかと思われる。こうして都市に定住する職人が発展しても、建設工事の季節性、大火、大地震、大水などの偶然性に対応するため、農民または農業を兼ねた手工業者の流動的な労働力が必要

とされるのは、今も昔も変わりはない。その際、先に都市へ出て一定の地歩を築いた者が仕事のあっせんをしたり、場合によっては生活の面倒までみるようになるのは、自然のなり行きであろう。江戸にとって、北陸地方が大工の有力な供給源であったのは、加賀大工、能登大工、越中大工、越後大工などの言葉が残されたことから分かる。しかし別にその地方に限られたわけではない。「芝片門前に 南部屋八十治と云者有し。江戸中沙汰に及ぶ程に名を顕しぬ。元は南部八の戸の大工のよし。若き頃江戸へ来りて方々を歩行ぬ……⁽¹³⁾」というように、はるか遠方の者も含まれていた。

発注者とこれら建設手工業者との関係も作料の支払いだけでなく、次第に請負が一般化していった。当時の随筆をみると、大工某が請負った工事の最中に梁から落ちて大けがをしたとか、大名屋敷の庭に古い石垣が埋っていたのを、大工棟梁が石一つ幾らで請負って掘り出したというような記事に出会う。この石を掘った例などは、約5ヵ月かかって3万あまり掘り出し、毎日60人から70人の人足を使ったというから、棟梁には利潤を取得する可能性があった筈である。しかも専門外の土木工事を請負っている点が注目されねばならない。これよりやや古い時代のことであるが、宝暦時代の書物には、神田錦町に大工次郎右衛門という「親分」がいたと書いてある。詳しいことは分からないが、当時名高い存在で、吉原あたりに日夜豪遊を試みた、いわゆる遊侠の一人であったと思われる。これらはすでに手工業の「親方」ではない。こうして建築手工業者の中からも前期的資本家としての請負人が発生してきた。

元禄・享保の請負人

徳川も元禄・享保の頃(1688~1735)になると、大工、棟梁とは出身の違い請負人が盛んに活躍しはじめる。『江戸真砂六十帖』に出てくるだけでも、本所の三文字屋、薬研堀に店のあった江江市屋宗助、通旅籠町の丹波屋五郎兵衛、浅草諏訪町の手島屋定八などがあげられる。手島屋はもと小普請の侍であったが、どういいうきさつがあつてか町人となり、手代20人ばかり、15,6人も美

女をかかえ、そのほか合わせて60人ほどの店をはり、「所々の請負をして、籠(14)にて供おびたたくつれて勤め」たという。

請負人相互の競争は激烈であった。享保の初めごろまでは、公儀御用入札の場合は、高札、安札をのぞき、中位のものに落札したのを、享保の末から安札に落すことになったため、この傾向は一段と拍車を加えられることになった。京都に、三谷専助という請負人がいて、ところどころの御普請入札を一人で落したが、そのやり方は非常な安値をつけて、損を材料商人や職人にしわよせする。このため身上を失なった者は数えきれないほどで、もう専助と取引する者はいないかという、そうでない。これは前回の損を取り返えそうとして、またひっかけられるのである。専助の死後、「此流儀専ら世に行われて、諸請負人共、爰を専と不実を以て安札を入れ、御用を勤る故、或は半途に不屈き者有て、請負を召上られ、又は己が身迫って墮落(15)するも有り、右の類の者共の仕上げたる普請なれば、其鹿末手抜き云ん方なし」と評されている。

激しい競争の中で、自ら談合（だんごう）が発生する。これを「御出入仲間相談」とか、「カギ」などと呼んだ。賄賂も横行した。白石の言に普請の入札請負は、「公議に出るに似たれど、実にはしかはあらず、近き比ほひより、商人等たてもものと名付て、その事の大小に従ひて、或は百金、或は千金をまず其奉行にいれて、此事某に仰せ付られんには、公より其価を下し賜らん時に、またいくばく金を進らすべしといふ。これをば礼物といふなり。そのたて物礼物等すくなきものには、入札入る事をゆるさず、ましてやそれらのものなきものは、いふに及ばず。されば入札の事あるごとに、その奉行する人、千金を致さずといふものなし(16)」とあるのによっても明らかである。

こうして、明治以後の土木建築請負業の原型ができ上がった。

ケインズの先輩たち

資本主義社会では、国・地方公共団体の行なう公共事業が、建設工事全体の中で大きな比重をしめている。昭和49年の日本についてみると、その割合は35

％におよんだ。実額では10兆円余りでその増減は直接建設業に大きな影響を与えるだけでなく、国全体の景気調整や失業対策にも役立つという機能を持っている。このような機能は、世界恐慌以後、ケインズの名とともに広く一般に知られるようになった。

徳川時代の建設工事の中で、公共事業に当たるものがどの位の割合をしめたかということは、もちろん詳しくは分からない。しかし断片的な手掛りが全くないわけでもない。つぎに引用するのは江戸の、しかも杣工——製材工のことと思われる——の頭数だけで推測したものであるが、30%以上というから、徳川家の私的な工事と本来の公共事業の別を問わないことにすれば、大体今日の状況に近い。

「杣工の事、江戸中に当甲成年百人有^レ之、毎年三度づゝ寄合をなし人数を改め、自分勝手のよき事を申合せよし、御作事方小普請方面定小屋へ、日毎に三十人相詰るよし、かど立たる御普請有^レ之節は、その余数人出る事也、平日三十人相詰、残り七拾人、江戸中に散在して渡世をなす、平日の定御普請、江戸四五里四方普請の三分の一出るを以て上の萬事広大なる事、筆に書盡すべきにあらず⁽¹⁷⁾」。

しかし、幕府の工事が大きな割合をしめたということだけなら、実はそれほど驚くことはない。ほんとうに驚かれるのは、当時の識者がケインズよりはるか以前にケインズの政策を知っていたということである。たとえば、徳川時代の有名な請負人・河村瑞軒(1618~99)の言行として、つぎのようなことが伝えられている。

「自余の者、請負事にて大分金子を儲けしと聞けば、大に悦び、酒肴を調へ、客を呼び、家内の者をも集て相祝ひけるを、何とて人の金儲を手前にて祝はるゝやと不審すれば、瑞軒答へて、去れば公儀の御蔵、其の外諸大名衆の蔵に在は、埋たる金なり、町方へ出れば、夫々の請負下職日雇迄の儲と成て、其の金は世上へ堅横に働くなり。斯て世上の通用金の増す事を、世に住む身としてなど悦ばざらんや。一己の利潤のみを楽しむは心ちい

さし、奚ぞ人と吾との差別を思はんと答しとぞ⁽¹⁸⁾」。

蔵の中に埋もれていた金が外へ出ると、まず建設関係者の所得が増加し、さらに世上へ豎横に働く——近代的な言葉でいえば、波及効果がある——というのである。それだけではない。景気振興、失業救済の効果を高めるには、幕府の直営工事がよいか、それとも町人の請負工事がよいかという、かなりデリケートなところまで議論がおよんでいる。この直営か請負かという問題は、世界大恐慌にさいして時の政府が失業救済のため地方公共団体に直営工事を行なわせた際、業界の白熱的な議論を巻き起こした。つぎに引用する記事が真実を伝えているとするなら、大老・土井利勝（1573～1644）と一介の浪人者との間に、それより何百年も前のある日、同じことをめぐって議論が行なわれていたことになる。

「或る老翁の物語に、土井大炊頭利勝の許へ、ある浪人参り嘶の序に申けるは、当表御城其の外所々御普請止間なし。然るに大名衆御手伝の方も、又公儀直の御普請にても、大工日傭長休いたし、御普請仕候間は僅にて候。尤も目付役、普請方役人見廻り候節は、油断無様に相見候へ共、その透間は多分相休み、夫のみかは、材木などをはづし取申す事も、折々有之様に承り候へども、強く御吟味も無之様子に候。是等の事は如何なる義に候歟、数々の御普請の内、不苦所の分は勝手能き町人共に請合被仰付候はゞ、譬は何問の間、塀を何程、是より是迄の石垣を何程坏と、積を以て請取候はゞ、仮令積り違ひ仕り損有之候ても、渠等が損にて、公儀の御構に成不申、また銀高拾貫目、又は日数百日懸り候所も、八貫目日数七八十日にて出来候へば、御益にも相成可申候。其の上未だそれ程不損所も、御普請被仰付、且つ又所々御橋の大破に及び、御掛け直しも可被仰付様なるは、結局繕ひ等にて被差置候事、彼は一円合點不参候と申ければ、利勝の云く、成程一応の不審は尤もなり。乍去、夫は其方の全体了簡違ひなり。其の子細は、是迄の通の緩かなる御普請相止み、其方の被申候如く町人請合に被仰付候はゞ、難義に及ぶ者多く有べし、畢竟、公儀御普請の事は、方

々出来の爲計りに非ず、夫にて江戸の補ひに成る事幾許ぞや。然るを其方料簡の通の御普請に成る時は、別に江戸中へ御赦金にても不被下しては叶ひ難し、其の義は甚差支有る事なり。又橋の御掛直し遅き事尤も子細有る事なり。橋と云ふものはかゝる治世ならでは古く成らざるものなり。乱世には今日掛し橋も翌日は切落す事度々有之、仍て御普請も今程に叮嚀に無し。当時の橋は随分普請叮嚀にして、損すれば修復を加へ、続くだけは掛け直さぬこそ泰平のしるし目出度事なれと被申しとぞ」(傍点引用者)。⁽¹⁹⁾

失業対策事業は請負でなく直営とすべきだという考え方は、新内裏造営のため京都へ赴く奉行たちに、松平定信(1758~1829)がいいわたした、「御造営御地形の儀杯、少々御入用相増候共、請負に不渡、……裏屋の老人小児十歳以上の分、焼土取退、新土持運等為致、夫々相応に鳥目を遣し、御慈悲の御救にて為致地形候はゞ上下一統難有可存儀、関東御仁恵立候得ば、御威光も至て広大に可至(下略)」(傍点引用者)⁽²⁰⁾という言葉の中にもあらわれている。『翁草』の筆者は、この直営工事の結果について、「さればにや西春御造営始るといなや、洛へ令流され、老幼の貧敷もの共、我も我もと御地築に罷出、それぞれ鳥目を戴て帰る、日々に此銭高五百貫文程とかや、飢渴の者共打潤ふ事類ひなし⁽²¹⁾……」と評した。

注(1) 岡本 勇『加賀の家中』、石川県図書館協会、昭和10年10月、8ページ。

(2) 同書、15ページ。

(3) 石川県図書館協会編『御夜話集』上、昭和8年9月、19ページ。

(4) たとえば、明暦4年(1658)江戸城天主台普請のとき、幕府の御大工・鈴木修理と加賀藩の御大工・渡辺伊兵衛との間にそういういきさつがあった。天主台の高さを決めるのに、前者は図面を作ることを主張したが、それだけでも5、6日はかかる。後者は「写縄張」(うつしなわばり)で決めることを主張し、それが採用された。その遺恨があつてか、出来あがってから鈴木が台にひずみがあるといい出したが、渡辺は「曲尺」を持ち出して分厘の違いもないことを立証した。これには後日談があつて、前田利常が総奉行の久世大和守に、もし今度のことでご褒美を下さるなら、御大工の鈴木修理と木原木工の二人が欲しい、工事に難ぐせをつけてにくい

奴だから斬り殺してやりたい、といったという（前掲『御夜話集』、250ページ）。

- (5) 神沢貞幹『翁草』五、五車楼書店、明治39年5月、158ページ、同十七、90ページ。
(6) 「直営工事に於ける労働者の雇傭方法には、日本では左の如き二つの方法が行はれている。

第一、間接雇傭——起業者が直接雇主とならず、人夫供給者又は請負業者と労働者供給請負契約を結び必要な職工人夫を募集供給せしめる間接雇傭方法

第二、直接雇傭——起業者が直接雇主として、自ら職工人夫を募集し、彼等と直接雇傭契約を結ぶ方法（中略）

切投は前述の如く労働者供給契約で直営工事をやる場合に、労働能率を増進する為に、普通用ゆる方法であるが、其性質から見ると、純直営ともつかず請負ともつかぬ、折衷式の変則なものである。普通なら労銀支払は一人一時間又は一日何時間幾何と定めて、実働時間で計算するのであるが、切投では労銀を計算するのに仕事の出来高から、仕事単位で、例へば土工一坪に付金額何程と定めて支払ふのである」（平山復二郎『工事と請負』、日本工人倶楽部・日本文化協会、昭和3年4月、23・37ページ）。

- (7) 大河直躬『番匠』、法政大学出版局、昭和46年5月、158・217ページ。
(8) 荻生徂徠『政談』、木版本、巻一、37ページ。
(9) 高田与清『松屋筆記』、国書刊行会、明治41年7月、第三、481ページ。
(10) 同書、481～482ページ。
(11) 前掲『御夜話集』上、282ページ。
(12) 前掲『政談』巻二、11ページ。
(13) 「江戸真砂六十帖広本」、国書刊行会『燕石十種』第二、317ページ。
(14) 同書、318ページ。
(15) 前掲『翁草』十六、6ページ。
(16) 新井白石『折たく柴の記』、新井白石全集第三、明治39年1月、112ページ。
(17) 小川顕道『塵塚談』、温知叢書第九編、明治24年9月、85ページ。
(18) 前掲『翁草』一、165ページ。
(19) 同書、25ページ。
(20) 同書十五、143ページ。
(21) 同書、145ページ。

2. 近代化の停滞

町場と野丁場

徳川時代に、一般町人の需要に応じていた建設手工業者は、維新以後徐々に変形をこうむりながらもなお強力で存続した。もっとも、第2次大戦後の膨大な復興需要、都市化の進展、材料や工法の変化などから、なかには中小資本に成長したものもあるが、いぜんとして多数の「一人親方」が存在していることは、よく知られているとおりである。彼等の活動分野がいわゆる町場（まちば）で、どうしてこのように多数の手工業者、あるいは小「商品」生産者が、独占資本主義の今日まで広汎に残されているのかということ、中小企業の存立基盤の項で取り上げることにする。

維新以後の建設業の主流となったのは、これら手工業的業者や小「商品」生産者ではなく、請負人の系譜に属する人々である。昭和24年、建設業法が施行されて建設業者という名称が一般化されるまでは、自他ともに、徳川時代のまま請負人と呼んでいた。彼等の活動分野は、始めのうちは鉄道と軍事施設の建設が中心で、日清戦争前後になって産業上の施設が次第に比重を高めた。これが野丁場（のちょうば）である。以下では、この野丁場の請負人が、どのような経路をたどって今日の建設資本に転化したかを検討することにする。

独自の投機性

建設業者、当時の請負人が自ら資本家の一員であることを自覚し、政府ならびに他の産業部門の資本家に対して対等の地位を要求しはじめるのは、ようやく第1次世界大戦後になってからのことである。それまでは、山師、相場師に請負師を加え、三師とって軽侮する世間に、一部先覚者を除いてはあえて抗議しようとしなかった。

では、なぜ請負人がこのように軽侮され、自らも一段低い地位に甘んじたか

といえ、結局のところその前期的性格にある、ということになる。そして、それについてまず注目されるのは、建設業独自の投機性である。

建設業の投機性は、何よりも金額の大きい、工期の長い工事を、事前の見積りにしたがって請負うということに由来する。同一の商品を大量生産する製造業の場合には、商品の原価が過去の実績によって明らかであり、それに応じて価格を決めることができる。しかし建設物は「一品生産」といわれるように、工事ごとに種類、規模、構造が異なる。その原価を事前に推定して請負うのだから、実際の原価とは必ずながしかのくい違いを生ぜざるを得ない。そのくい違いは、材料や労働力の所要数量についての見積り違いのほか、工期中におけるこれらの価格変動によって加重される。

もっとも、製造業の中にも、たとえば造船業のように受注生産を行なう業種があって、これだけでは建設業の独自性とはいえないだろう。建設業の場合はさらに屋外の、つきつきに変わる現場で工事がなされねばならないという事情がつけ加わる。したがって、天候によって工事の進行が大きく左右される⁽¹⁾のに加えて、材料、機械器具、労働力の調達、運搬にも工場生産にはない偶然性が伴う。また、とくに土木工事の場合には風水害等でそれまで行なった工事が台なしになるということも起こるし、予期しなかった埋蔵物、湧水等に出会うこともある。こうして、事前の調査や見積りに関する技術が大幅に発達するとともに、それによっても予測不可能な損失を業者にのみ負わせるような制度——主として請負契約約款にあらわされる——が改められるまでは、前月巨万の富を得ても、今月は無一文となって夜逃げするという浮沈を繰り返えさざるを得なかった。

「数十年の久しき一代の精力を傾注するものあり、或は稀に父子相継承して業務を営むものありと雖、多くは数年にして倒産し転業するもの比々相次ぐ、一起一伏固より他の商工業に異なるなしと雖、而も其の成巧者^{ママ}と目すべきものを模索せんか、寥々として実に寂寞の感なくんばあらず。況や其の所謂成巧者^{ママ}なるも之れを他の商工業の成巧者^{ママ}と称する者に対比せんか、

其の軽重大小固より以て同日の談にあら⁽²⁾ず」とされた。

投機性は、近代的資本にもむろんつきまどっている。しかしそれがあまり濃厚で、工事ごとに不可避的につきまとうのであれば、資本の活動分野というより、むしろ一六勝負の世界に近い。少なくとも明治時代の業界は、そうであったといえよう。したがって、この投機性が単なる投機性に終らず詐欺、恐喝と結びつくことがまれでなかつた。⁽³⁾つまり、はじめから無理を承知で安く工事を請負い、途中で口実を設けて「値増し」を強要し、もしいられない場合は工事を放棄することにより、発注者に打撃を与えるとか、素人に見えにくいところで「手抜き」を行なうなどである。

親分子分

徳川時代、すでに手工業の親方とは違う人入れ稼業や、江戸に限らず遠国に対しても職人の動員力を持っていたと思われる大工の「親分」が活躍していたことは前に述べた。そのときどきで、必要な労働者の数や職種が大幅に変わる建設業においては、とり分け大工事を請負う業者にとって、現在でもこの種の能力は不可欠である。まして公的な職業紹介機関の存在しなかつた時代にはなおさらであった。そうして、その動員力はいわゆる「顔」と親分子分の関係に支えられていたのである。

維新以後の請負人にとっても、こういう事情は当分の間は少しも変わらなかつた。明治10年頃の情況について、つぎのように書かれている。

「当時に於ける土工界の存在状態及び業者の生活内面の一端を窺ふに、大小の相違はあれ各一家一門を擁し各地区に蟠居し隠然勢力を張り同業者相競ふの風を馴致し互に其の威を張るに汲々たるの有様で、宛然群雄割拠の観をなしていた。而して彼等は衆より『親方』又は『親分』の称呼を以てされ、多きは百を超ゆるの配下を有し大世帯を営む者もあつた。

彼等の所謂『親分乾分』の関係はその杯を交すによって成立し、両者の間不離緊密を極め、全く利害を超越し一度事あるときは身命を賭して相庇ふ

の情義的美風を作ったものであるが、蓋し斯かる血肉相結ぶの関係は相知る一日にして生ずるが如き無雑作なものではなかった。まづ其の家に鞋を脱いで数年、よく其の人体を見極めた後始めて行はるゝの慣ひで、条件として立会人を附し、家掟を厳守するの誓約をなしたる上杯を取交すのであった。誓約は決して形式的空文でなく、若し乾分にして之に背反する行為ある場合、その軽重に応じて処断し、情は情、罪は罪として之を明かになり、有耶無耶の間に葬り去るが如きことをしなかった。情義の裏に制裁あり、これに依って威厳を保ちよく一家一門を養成したのであるが、その親分気質は江戸時代の所謂『男伊達』の風格を尊重し常に自己の貫録体面を損ふことを専ら慮れ、偶身内に科する制裁の如きも主として利を奪ひし者よりも名を疵けし者に重かりし如きは其の一例である⁽⁴⁾。

明治36年(1903)、従来の組合を改組してできた東京十五区六郡土木建築実業組合参之部規約第八條に、「工事上ノ紛争又ハ過失ニ依リ大負傷ヲナシタルトキハ……相当ノ見舞ヲナス⁽⁵⁾」とあって、紛争による負傷と過失によるそれが同列に扱われており、また明治44年、同組合が東京土木建築実業組合となった際の規約第二十條には、「一宿一飯ノ交際ハ冬期ハ午後四時ヨリ五時迄夏期ハ午後五時ヨリ六時迄トシ晝飯ハ午前十一時ヨリ正午迄トス 但シ差支ヘヲ生シタルトキハ一飯ハ金八錢一宿ハ金拾貳錢ヲ給与シ土工職ニシテ更ニ従業セサル者ト認ムルトキハ之ヲ謝絶スヘシ此ノ場合ニ於テ不法ノ行為若クハ不穩ノ態度アルトキハ臨機ノ処置ヲ取ルモ本人ノ身内又ハ知己ノ者ハ決シテ苦情ヲ申立テ意趣ヲ後日ニ残スヘカラス⁽⁶⁾」とあるのをみれば、同じような状態がずっと継続していたこと、組合の性格が資本家の団体とはかけ離れたものであったことが明らかである。

文中、一宿一飯について述べられているのは、親分のない者はもちろん、たとえ親分があっても工事がな⁽⁷⁾いときは、他所へ稼ぎに廻ったからである。行く先々の親分をたより、浪花節でおなじみの仁義を切る。北海道土工殖民協会(昭和7年(1934)、後述のタコ部屋制度改革のため、当時の北海道庁建築課

長が首唱者となり、警察の後援のもとに設立された半官半民の土工職業紹介機関が指導していたという仁義は大変長たらしいもので、まず入口の戸を3寸ほど開け、「失礼さんでござんすが御当所土工親分さんの御宅は此方でござん⁽⁸⁾すか」というところからはじまり、応対に出たものと敷居の中へ入る入らないで3回、玄関に掛ける掛けないで3回やりとりがあり、それから、「斯様掛けてまして御仁義は失礼さんでござんすが御免蒙ります。見受けますあなたさんには初の御対面でござんす。従いまして自分生国は……」という、例のセリフがはじまる。それが終ると「お友達」への引き合わせがあり、そのあと、「実は時刻をも憚らず一宿を願うと云うてとは誠に恐れ入りますが、お友達さんの御尽力を以て親分(姐御)さんえ一宿を願って頂きたいのでございませうが何分宜しくお願い致します」と切り出す。許可が出て座敷へ通されると親分、姐御それぞれと挨拶を交わし、親分が酒と膳を進めるが、これもいきなり手を出してはならず3回辞退する。そこで働かしてもらいたいときは、親分直接でなく最初挨拶した人に、「実は何の役にも立たぬものでありますが五、三日の間でも割込をお願いして、現場をすげさして頂きたいのでありますがその辺のところを親分さんに宜しくお願い致します」と頼むのだそうである。客人が発するときには親分によって小遣銭を出す、これも3回辞退してからもらう。また工事場で挨拶するときは、「大道芝生の御仁義は失礼さんでござんす」とことわってはじめたという。

こういう話を聞いていると、ばくち打ちの話と取り違えたのではないかと疑う人がいると思う。それもその筈で、維新後政府がばくち打ちの取り締りを強化したため、彼等が「正業」の看板をかけるため大量に土木建築業界になだれ込んだ。こうして、請負人の親分と、ばくち打ちの親分の複合化が進んだのである。

なわばりの諸形態

なわばりというのは、「縄を張って境界を定めること。建築の敷地に縄を張

って建物の位置を定めること（以下略）」（岩波・広辞苑）である。しかし、おそらくこれが語源になったと思われるが、勢力範囲とか、営業区域のような、英語でいうテリトリーも、同じ言葉で表わされている。ここで取り上げるのは、この後の方の意味のなわばりである。

なわばり制は多くの動物にみられる。オスのこおろぎは、なわばりの境界をパトロールして他のオスの侵入を防ぎ、ひばりは天高くなわばりの歌をうたい、熊は木の幹に爪あとをつけてなわばりの目印とする。人間も土地の生産物を採取したり、土地を最重要な労働手段とする産業を中心として生活した時代には、なわばりが不可欠であった。このなわばりの維持は動物と同じように暴力によるほかなかったが、国家の発生・発展に伴なって、土地所有権、鉱業権、漁業権のような法律の裏づけを持つようになり、必ずしも暴力を必要としなくなった。しかし一国の法律の通用しない国境とか経済水域になると、今日でも世界の最先端を行く文明諸国民の間に、氏族、種族の間にみられたのと同じなわばり争いがいぜんとして続いている。

製造業や商業は、第1次産業に比べると土地を直接支配する必要性はずっと少ない。それでも交通・通信の発達が低い段階にあり、狭い市場の中だけで存立しなければならなかった時代には、座とか仲間という、土地そのものの支配とは違うなわばりを持っていた。自由な資本主義の時代になると、こういう形のなわばりはかえって邪魔になり、したがって破棄された。世界の工場の地位にあったイギリスにとっては国境さえも目ざわりで、自由貿易の旗を高く掲げた。製造業の原料は世界の隅々から集められ、製品はあらゆる地域に売られる。なんでなわばりが必要であろうか。

ところが、独占資本主義の段階になると、風向きが変わった。原料産地、製品市場の独占をめざす植民地の分割、地球規模での諸国家間のなわばり争いが燃え上がった。国内でも自社の市場を確保するため、製造業の大資本は特定の商人に一定地域の一手販売権を与えるようになった。これを英語のままテリトリー制と呼んでいるが、日本語に翻訳すればなわばり制にほかならない。

この場合、商人のなわばりは独占的製造業者から与えられることになるが、製造業者がまだ微弱で、逆に商人が強大であった頃には、商人自身が自分のなわばりを持っていて、そのなわばりの中に居る買手に製造業者が直接商品売る場合には、「トンネル口銭」とか、「ねむり口銭」とかという一種の関税のようなものを商人に支払わねばならなかった。業種によっては、ごく最近まで行なわれて来たし、今もお残されている分野があるかも知れない。

製造業者からテリトリーを与えられたり、逆にトンネル口銭をとったりするのは卸売業者で、小売業者にはそういうことはなさそうに思える。しかし小売業者の営業は比較的狭い来客範囲、すなわち商圈に依存している。この商圈が商権という観念を生み出す。商権は鉱業権や漁業権のように法律の裏づけを持つものではないが、最近もスーパーマーケットや百貨店の進出に一般小売商が反対する重要な論拠とされている。

お花、舞踊、学問、宗教、公務のようなサービス業になると、なわばりはますます土地ばなれするが、消滅はしない。何々流、何々学派、何々宗、何々省の管轄というのがそれで、形こそ変わっても生活の維持、立身出世と結びついているという根源は全く同じである。

だから、維新以後の建設業に、なわばり制が強くみられたといっても、それだけならこの業界の特殊性ということとはできない。違うところは、ほかの分野のなわばりが法律によって公認されたり、あるいは技術力、経済力、政治力によりどころを求めるようになったのに対して、ここでは最も原始的な形態、すなわち直接的な暴力との結びつきを多く残したということである。

念達金・奉願帳

建設業のなわばりが、暴力によって維持されるという原始的な色彩を強く残した理由を考えてみよう。

第1に、建設物は不動産であって、製造業や農林水産業、鉱業などの生産物のように全国、全世界に流通することはできない。ここでは、生産物ではなく

生産者が現場を追って移動しなければならないのであって、交通・通信の発達が遅れていればいるほど、その移動範囲は限定される。

第2に、建設物は1件当たりの金額が大きい代わりに、一定の地域内で生産される件数が少ない。この点は、1工場でさえたった1日間に何万、何十万という単位の商品を生産できる製造業とは非常に違っている。多数の業者が仕事を分け合うことがそれだけ困難で、一つの工事を逃すことがそのまま破滅につながり兼ねない。

第3に、建設物は整地工事のように土地そのものの加工である場合はもちろん、巨大なビルの建築であっても、必ず土地がその不可欠の構成要素となっている。いかなる前衛建築家も、未だかつて空中に楼阁を築き得たためしはない。したがって土地所有者または借地人の発注にもとづく請負生産が大部分である。市場生産の場合のように、在庫の増減によって市況に対応することができないから、発注者、または見込み発注者との間に、「得意場」、「出入先」と称する特別の、従属的な関係が結ばれることになる。

「民間に在っては臨時仕事を別として十年変らざる独自の『出入先』を有し仕事の大小緩急に応じそれぞれ身内をして配属せしめた。而して彼等は施主に対して単なる被傭者の関係を超越しその家事にも介入することあり、両者の間信義の絆に結ばるゝの観ありて、彼等はその出入先なる『屋敷』、『お店』の事を云へば忽ち利害を離れ身を以て当り施主亦彼等を遇するに道⁽⁹⁾を以てした」。

第4に、建設物は典型的な耐久財で増改築、維持・補修の工事が必ず附随する。発注者としては新設の際の業者にこれを委ねようとする相応の動機を有するし、業者の側もこれを逸することはできない。そこで前述の出入先関係はますます強化されるとともに、「出入先雇人、手代などへ送り物いたし、得意せり取りいたし候儀堅くいたすまじきこと⁽¹⁰⁾」とされた。もっともこれは明治5年(1872)に定められた大阪府大工職業組合規則の一項で、手工業者の仲間意識が強いが、明治14年(1881)に布達された大阪堺市商工業取締法にもとづいて

作られた土木建築関係の仲間規約では、他人の「出入先」を取ることを禁止するのではなく、前からの請負人に事情をことわれというふうに変わっている。

「修築請負を新たにあつらえを受け、または入札に加わる時は、さきの出入りする請負人あらば同業者の信義をもって、さきの出入り人へその事情をことわり、入念の上着手入札をなすべし。ただし諸官省および諸外国館⁽¹¹⁾はこの限りにあらず」。

以上が建設業におけるなわばりの経済的基礎である。しかし、このなわばりはもし暴力によって守られないならば、著しく侵入が容易であることを特色としている。なぜなら、必要な建設技術は下請となる専門工事業者、またはそのさらに下の職人が所有しており、これを動員する能力さえあれば工事を請負えること、また、工場設備のような固定資本が少なく、むしろ材料の調達力がものをいうが、これも取引条件のいかんでは多額の資本を必要とせず、技術的・経済的な面からする独占が成立しにくいことなどの事情があるからである。こうして、建設業のなわばりとは暴力に守られるという原始的な色彩を強く帯びざるを得なかった。

明治17年(1884)、東京にはじめて土工組合が設立されたのは、「土工界の事業隆昌の域に進むに伴ひ 工事上の経緯 或は所謂繩張争ひの如き 紛議も屢発生し、業界顔役の斡旋仲裁等の事実を重ねるに至ったので」⁽¹²⁾その機運が熟したとされている。

他人のなわばりで工事をするには、「あいさつ」をし、「わたり」をつけ、「念達金」、「およろこび」などの名で呼ばれる、商人のトンネル口銭に似た形の金を支払う。「奉願帳」を廻して工事場をせびり歩くということも行なわれた。明治41年(1908)設立された山之手土木建築実業組合の規約には、「他府県ヨリ来ル奉願帳ニ対シ個人的贈与ハ絶対ニ制限シ組合ヨリ通常一円五拾銭乃至二円ヲ恵ムモノトス」⁽¹³⁾とあり、なわばりとあまり関係のない遠方からの奉願帳は、純然たるゆすりで見なして組合で処理したが、同府県内のそれについては何も定めていないところを見ると、業者それぞれに応分の金を支払うたてまえ

であつたらう。「わたり」のつけ方が悪ければ、あらゆる手段で工事の進行を妨害し、流血の騒動に発展することも稀でなかつた。

なお、「念達金」や「奉願帳」に似たものに「談合金」、「歩」があるが、これは入札制度について述べる際に扱うことにする。

大林と木屋市

「桃山御陵造営中の或る日、途中御香の宮の鳥居下で、同地方の顔役とも覺しい十数人の一団が、道路一ぱいに椅子を列べて各自これにかけ、……何んとなき殺気さへ孕んでいた。故人（大林組の創始者・大林芳五郎、引用者）がそこに來かゝると、待てるたと言はんばかりに、その中で首領らしい中央の一人がヌックと起ち上り、『君に用事がある』と迫つて形勢頗る不穩を示した。……故人は彼等が道に自分を擁した真意をよく理解してゐた。それは土地の請負人たる面目上幾分でも工事に参加させて貰ひたいといふことであつて、もし従順に出て來たなら望みを叶へてやらうといふ同情の念は予てから故人の胸に浮んでゐた。だから『事務所に來て下さい』といふ意味深長な言葉を残して去つたのである。しかるに彼等は同情ある故人の心中を察することが出来ず、翌日も亦前日と同じく通せんぼの呑味を繰返し、今度は件の一人が故人の胸倉をとつて片手には七首さへ擬し、『我々の地方に來て何等の念達もなく工事を進めるとは生意氣千萬だ』と、今にも斬りつけんばかりの凄い劍幕である。しかるに故人は相變らず、怖れもせず周章でもせず、平然として『この度の御工事は、畏くも明治大帝の御陵工事である。普通の工事とはわけが違ふ。俺は徹々たる請負人ではあるが、御奉公專一に日夜骨身を砕いてゐる。……だから、私も國民だ、何か御手伝ひがしたい、とお前さん方から頼んで來るのが道ではあるまいか。それともお前さん方が、御上や國民に弓を引いてこの大事な工事にケチを付けようとするなら、この尊い淨域を喧嘩の血で穢さうとするなら、この大林を斬るなり斫るなり勝手にするがよい』と意氣

軒昂……その後彼等は誠実に故人の工事を輔けたのであった」(傍点引用者)。⁽¹⁴⁾

これは大正元年(1912)のことである。引用がやや長きにすぎたきらいはあるが、土地の請負人と外来業者との関係が如実に描かれていて甚だ興味が深い。なお、大林が一介の呉服小売商から建設業界に入って大をなし得たのは、その資質によるのももちろんだが、当時大阪随一の顔役、木屋市と若い頃から親交のあったことも見逃すわけにはいかない。木屋市、もとは御霊稻荷座の俳優、身を持ちくずしてヤクザとなり、表向きは煉瓦屋の親方を看板にしていた。明治24年(1891)もと子分だった出店の又となわばり争いを起こし、金台寺裏の乱闘となった。「木屋市一家の若者はこゝぞとばかり相結束して阿修羅の如く奮闘し、流石の豪勇出店の又も憐れ二十数ヶ所に刀瘡を受け、遂に路頭の露と消えたのである」⁽¹⁵⁾。同年8月木屋市が出獄すると子分は地車を出して祝ったが、これを聞いた天満の「小松山」、天満橋南の「山熊」、上町の「出歯定」などが拝借を願い出て、大阪全市を10日にわたって輓き廻したという。このことがあってから木屋市は「大阪顔役中の大御所」⁽¹⁶⁾となり、彼を中心として、伝法の「伊之助」、幸町の「淡熊」、梅田の「難波福」、九條の「永福」、新町の「小常」など顔役の連鎖ができた。大林は「幸ひ木屋市とは多年の盟友、その他の顔役も木屋市を介して故人(大林、引用者)の有力な支持者となったので、こゝに堅牢不拔の堅陣が構成されたのである」⁽¹⁷⁾。

元請下請

経済の発展と業者の力の蓄積につれて、なわばりの範囲も次第に拡大し、ついには全国的市場へ解消する方向をたどる。そういう流れの中で浮かび上がってくるのが、日本経済の2大中心地、東京を中心とする関東系の業者と、大阪を中心とする関西系業者の対抗であった。

すでに、明治34年(1901)に着工した第5回国勧業博覧会の工事に際しても、かつて大林芳五郎が身を寄せたことのある東京の業者砂崎某は、「この工

事は是非自分の愛弟子で、しかも大阪人たる故人（大林、引用者）に請負はしめたいとの俵気から、前記東京方面の有力な同業者に対し『大阪に於ける晴れの大工事を他に取られたら大林組は殆ど致命傷である。どうか大林を男にして貰ひたい』と熱誠罩めて勸説大いに努め、その大半は『砂崎さんのお顔を立てよう』と快諾し、潔よく自ら競争の埒外に離脱し⁽¹⁸⁾、結局は東京・清水組（今日の清水建設）との競争となったすえ、大林組の手に帰したという経緯があった。

その後、日露戦争中の明治37年（1904）、大林組は初めて東京に出張所を開設した。「当時は地方的感情の濃厚な時代であったので、所謂上方贅六に対する反感もあり、且つ二、三流以下の請負業者間には談合、談合取等の弊風が横溢してゐたので、彼等一団の為に暴力を以て入札を阻止せられたこと一再ならず⁽¹⁹⁾、」⁽²⁰⁾「僅かに微々たる公入札を追ふてお茶を濁すといふ始末であった」。その時に当たって、東京の玄関ともいべき中央ステーションが入札に附せられることとなった。「指名の入札者は関東の雄清水組、大倉組、安藤組等四、五と、⁽²¹⁾関西に於ては独り大林組のみが加へられた」。第1回の入札では、清水組と大林組が偶然同額となり、再入札の決戦で5万円欠損を覚悟した大林組が落札した。「未だ関東に名をなさず、二流三流の同業者にさえ見縊られてゐた大林組が、関東の覇者たる清水組等と角逐して指名入札者の榮譽を博したばかりでなく、更にその工事を請負ふに至ったのだから、恰も旭日冲天、威容凛として東海の天を圧するの觀があつたのである。東都の請負界は挙朝震駭ともいふ有様、中には竊に下請を請ひ来る者なども輩出して痛快極まりなきものがあつた⁽²²⁾」(以上、傍点引用者)。なおこれには余話があつて、駅のホテルは清水組が⁽²³⁾面目上「無暗に安く札を入れ」て落した。

以上のことから、狭いなわばりの中で生きねばならない中小業者と、次第に全国的規模で工事を手がけるようになる大業者との、下請関係が浮かび上がってくる。野丁場で稼ぐ土地の中小業者は暴力的に念達金を要求するか、さもなければ下請として働くかどちらかであり、また大業者の側も労働力の多くは現

場ごとに調達するのだから、彼等を利用するのが便宜である。昭和2年(1927)、政府が労働者災害扶助法を制定しようとしたとき、業界あげての大反対運動が起こったが、その陳情書に附した別紙「研究綱目」の中の、つぎの文言がこの間の事情をよくあらわしている。

「我国請負業ニハ多年ノ因習ニ依リ元請下請ノ別アリ工事ニ従事スル労働者ノ募集、養成及ヒ使役ハ専ラ下請人ニ於テ之ニ当リ元請人ハ下請人ノ施工ヲ監督指揮シ企業者ニ対シ工事完成ノ責ニ任スルモノトス……」。

「特殊ノ技能ヲ有スル職人(大工、左官、ペンキ屋等々)ハ棟梁親分ニ附随シテ各所ノ工事場ニ転々……」。

「土木建築業界ニ於ケル下請組織ハ特殊ノ内容ヲ有シ所謂親分子分兄弟分等種々複雑ナル関係アルヲ以テ……」⁽²⁴⁾。

下請組織の経済的側面は、後にもっと詳しく考察することにして、ここではその「特殊ノ内容」である親分子分兄弟分の関係に視野をしばることによろ。こういう関係は維新前からの業種、とくに不熟練工を多く使用する土木工事に強く、新興の業種、たとえば管工事、電気工事、機械装置の設置工事関係では弱かった。また末端ほど濃厚で、そこではしばしばヤクザ組織を兼ねるものもあったが、上位の業者ほどそういう性格が薄くなり、ヤクザの階層とは別の系統となる傾向がみられた。こういう関係を大づかみに単純化していえば、この頃の元請、下請、孫請等の関係とヤクザの全国の大親分、地方の親分・子分の関係は両頭の蛇にたとえられるかも知れない。それを最もよくしめしているのが、有名な鶴見事件である。

鶴見事件の顛末

大正14年(1925)12月21日、日本電力株式会社鶴見発電所敷地の地床工事の分割請負をめぐる、清水組下請人青山美代吉、同松尾嘉右衛門一派と、これに対抗する間組下請人中田峰四郎、同三谷秀吉一派との争いが爆発し、「相互其の配下をすぐって争鬨に馳せしめ喊声の間鮮血迸るの惨事を惹起し」⁽²⁵⁾た。こ

れただけど、とかく工事場につきものの喧嘩のようであるが、その規模は「空前といはざるも絶後と称すべき⁽²⁶⁾」ものであった。当時の新聞でその様子を少しうかがってみよう。

「松尾組の応援隊は廿一日早朝大阪及び東京方面その他から二百三十余名乗り込み、総勢7百余名となり、一方三谷秀組の応援隊も東京その他から海上を伝馬船で続々繰込み、双方千名に余り殺気漲⁽²⁷⁾ってをる」。「形勢刻々に悪化し、廿一日浅野造船所前広場を中心に小ぜり合は幾度か繰返され、三谷秀組は赤だすき、松尾青山組は白だすきをかけ、決死の覚悟でピストル、猟銃などを打ち合った……夕刻に至り鶴見浜町三谷秀組事務所を中心とし、海岸の線路一帯にわたり戦線がのび、至るところ白刃ひらめき流弾飛び、宛ら戦場の如き物凄⁽²⁸⁾さ」、この1日で両派合わせて重傷者100名、即死者3名と報ぜられた。神奈川県警から千余名、警視庁から約5百名の警官と、横浜憲兵隊から50余名の憲兵が出動したが、すぐには手を下すこともできず一夜をあかした。その間にも市民の巻き添えをくうもの少なくなく、中には「けさ斬り」にされるものさえあった。22日早朝に至ってようやく一網打尽、検束の方針が決まったが、乗込みに当たって各署の署長連中は、別れの冷や酒まで酌み交したという。検束の結果、没収した兇器は槍30本、鋤鎌100挺、実弾500発、猟銃80挺、日本刀300口、ピストル10挺、米⁽²⁹⁾国40年式モーゼル機関銃2挺、ステッキ150本、仕込杖100本、竹槍700本に上った。

この事件は下請同志のいざこざで、元請である清水組、間組は関係なしとされているが、東京土木建築業組合が調停に乗り出すに当たっての最大関心事が、「表面化せる闘争事態その物にあらずして、其の背景をなせる清水、間組⁽³⁰⁾の関係と、その態度如何」にあったとされているところからすると、かなり微妙なものがあったように推察される。しかしそれよりも事件と直接関係のない関東、関西の大親分が積極的に動いたことが特徴的で、たとえば国粋会大阪本部理事輪島清蔵は、子分300名を引き連れ、松尾組の応援にかけつけたところを検挙された。和解状には、国粋会関東本部総長木田伊之助外幹部一同、関

西代表浪花組曾我長三郎外幹部一同、東京土木建築業組合長中野喜三郎外幹部一同が署名し、12月30日、日本橋区浜町の矢ノ倉福井楼楼上に於て、幡随院式の手打式⁽³¹⁾を行なってようやく一件落着となった。

タコ部屋

タコ部屋のタコは土工のこと、したがってタコ部屋は土工部屋を意味する。ではなぜ土工をタコというかについては、蛸がわが身を喰って生きるという俗説から出たとか、⁽³²⁾蛸つぼに入った蛸のように入ったら最後、再び抜けられなくなるからだとか、⁽³³⁾いろいろの説がある。しかし私は、むかし武家の時代に土木工事に従事する中間を手木(てこ)の者と呼んだのが起源で、てこがタコに訛ったのではないかと思う。もっとも通説のように解する方が文学的で、いわゆるタコ部屋の陰惨な状況にはびったりしている。

さきにタコ部屋は土工部屋を意味するといった。しかし、ただの土工部屋なら土木工事にはつきもので、名称こそ寄宿舍に変わっても、全国いたるところに現存する。⁽³⁴⁾タコ部屋は土工部屋のうち、周旋屋の手先である「ポン引き」、「タコ釣り」が、だまして集めた土工を前借金で縛り、さらに暴力による監視と強制のもとに、ときには19時間にもほる苛酷な労働を課したものをいう。北海道に典型的にみられたが、本州にもその例は決して少なくなかった。

強制労働を課する以上は、厳格な規律と階層制が必要である。タコ部屋のことを監獄部屋ともいったが、その組織はつぎのようであったという。

「監獄部屋の組織は、徹底した封建的階級組織である。労働者に階級対立がないと考えるマルクスやレーニンの考え方などは、全く彼等にとっては、別世界の夢であり、またこうした進歩的な理想などを持った労働者は、この監獄部屋には全く居なかつたと考えてよいし、第一こういう労働者は監獄部屋には働けず、働かさなかつた。

土工部屋の一番の長は監理人と云われ、事業主、工事請負人に雇われ、また工事の一部分を下請した、下請業者が直接当った。大体妻や子供を連

れ、土工夫と一緒に、部屋内に居住し、工事、日常生活、一切の責任を持ち管理をした。通称には親方、小頭、部屋頭とも云われた。管理人の下には、世話役、帳場、棒頭、飯台取締という役割があり、世話役は管理人の代理者とか、顧問とかいう地位にあって（1部屋に1人）仕事の割当、土工夫の配置、工事作業の段取りを定め仕事を進める上で、土工部屋では一番重要な役であった⁽³⁵⁾」。

帳場も1部屋1人で、記帳、会計事務に当たる。棒頭は現場での土工の指揮、監督に当たり自分は直接工事をしない。1人で大体10人位の土工を使った。飯台取締は部屋内の物品の給与、起床の指図などを主な役目とした。

以上の職制とは別に、土工全体が上飯台、中飯台、下飯台の3層に区分され、入浴の順序、食物の質、酒の量などが違っていた。上飯台には世話役、帳場、棒頭が含まれ、大抵は管理人と親分子分の関係にあった。中飯台は下飯台の中から抜擢されたもので、賃金その他の待遇が一般より良かった。下飯台は最下位の一般土工である。

さらにこれらの土工は、本職と素人の二つに大別される。土工を本職とする者は稼業人と呼ばれ、「元日からタコを売る男」⁽³⁶⁾などとタンカを切るのがこれである。素人は東京パック、大阪パックなどと呼ばれた⁽³⁷⁾。最も非近代的なこの社会で、どうしてジャルパックを連想させるような近代語が普及したのか、大学生なども時々タコに売られたというから、あるいはその辺から出たのかも知れない。

こういう組織で固めておいて牛馬の如く酷使し、もし逃亡を企てる者があれば、見せしめのため残忍なリンチで半殺しにするか、または実際に殺した。周旋屋に対する土工の前借金は、タコ部屋の親方が土工の身柄と引き換えに周旋屋に支払っているから、逃げられれば自分の損になるためである。しかし、そういう状況の中でも、周旋屋と組んで逃亡を繰返すその道のプロがいた。そうすれば、同じ「商品」を何度でも売れるからで、逃亡を「飛ぶ」とか「ヒコーキ」というところから、この一匹狼を「飛びっちょ」と呼んだ。成績の良い者

には、帝国大学の優等生と同じように、周旋屋から金時計が懸賞として渡されたことでもあるという。

それはともかく、こういう制度が生まれた根拠を、まとめて考察してみよう。何よりもまず、臨時の宿舍を必要とする建設工事の技術的特殊性を挙げなければならない。それがなければ、タコ部屋も土工部屋一般も存在する余地はない。つぎに、土工部屋を暴力の強制を伴うタコ部屋にした事情として、つぎのようなことが考えられる。一つは、「陣、普請は武士の両役」とされた、軍事組織の伝統である。世話役とかタコ(てこ)は小普請制度の呼び名そのままである。明治維新で失職した旗本や御家人が、侍と中間の身分上の差別を業界に持ちこんだ可能性は大いにあり得る。旧軍事組織の一環としての伝統は、維新後の軍隊の中にも持ちこまれたが、そこで一旦練り直されたものからの影響もあろう。タコ部屋の幹部に退役軍人が交っていたことが知られているし、棒頭のことを別に「金筋」と呼んだが、軍隊では下士官を金筋持ち(38)とっていた。それにタコ部屋内部の状況は、軍隊内務班に非常によく似ている(39)。さらにまた親分子分の関係や、一宿一飯の仁義などはヤクザのしきたりそのもので、これは事実上も両者が一体であることが稀でなかったのだから当然であろう。最後に、とくに北海道では明治初期に囚人を多く土木工事に使用したことの影響が挙げられねばならない。これこそ文字どおりの監獄部屋で、逃亡すれば斬り捨てることになっていた。囚人労働の工事と競争するため、請負人は土工を囚人なみに扱わねばならなかったであろう。

しかし、視野をさらに拡大するならば、この暴力装置の存立を支えたのは、当時の遅れた農村から排出される大量の失業人口であった。周旋屋やタコ部屋の親方は、たしかに土工たちを直接に搾取した。しかし、彼等は失業人口を搾取する巨大な機構の末端に位置していたのであって、そこだけ切り離して、専ら道徳的な観点から非難してみてもあまり意味がないように思う。彼等もまた元請によって支配され搾取されていた。その元請でさえ、最近に至るまで、国家や他部門の資本家との間の不等価交換に悩まされ、従属的地位を強いられて

きたのである。それは、遅れて資本主義の舞台に登場した日本が、植民地化の危機を切り抜けて先進諸国に追いつくためには、道路、鉄道、港湾などの産業基盤や工場、発電所その他の産業施設を、できるだけ安く、早く手に入れねばならないという歴史的な必要によるものであった。曠野に流された無名のタコたちの血が、今日の日本資本主義を培ったといえるであろう。つぎに、建設業界全体を従属させ搾取した、この巨大な機構の解明に目を転じなければならぬ。

注(1) 「土方殺すにゃ刃物はいらぬ、雨の十日も降ればよい」という都々逸の文句が、この辺の事情をよく表現している。

(2) 社団法人土木工業協会『土木工業協会沿革史』、昭和27年10月、4ページ。

(3) 大阪建設業協会『大阪建設業協会六十年史』、昭和45年4月、60～65ページ。

(4) 東京土木建築業組合『東京土木建築業組合沿革史』、昭和12年4月、3～4ページ。

(5) 前掲『東京土木建築業組合沿革史』、17ページ。

(6) 同書、23ページ。

(7) 「労働者中下請人タル親方ニ従属シ仕事ノ有無ニ拘ハラス常ニ其ノ家ニ寄食スル者或ハ一定ノ親方ノ配下タルモ仕事ナキトキハ他ニ出稼キヲ為ス者或ハ一定ノ親方ヲ有セスシテ仕事ヲ逐フテ各地ニ転々スル者或ハ他ニ本業ヲ有シ偶業務閑散ノ際一時的ニ労働ニ従事スル副業的ノ者等種々アリ又其ノ雇傭期間ニ於テモ永キハ年ヲ以テ算シ短キハ月ヲ以テ算シ甚タシキハ一日二日ノ短期ナル者等アリ其ノ種類多キヲ以テ……」(同書、120ページ)。

(8) 戸崎 繁『監獄部屋』、北海道労働協会、昭和25年2月、16～22ページ。

本項中カッコ内の仁義はすべて同書記載のまま。

(9) 前掲『東京土木建築業組合沿革史』、4ページ。

(10) 前掲『大阪建設業協会六十年史』、32ページ。

(11) 同書、33ページ。

(12) 前掲『東京土木建築業組合沿革史』、6ページ。

(13) 同書、19ページ。

(14) 白田喜八郎『大林芳五郎伝』、大林芳五郎伝編纂会、昭和15年6月、377～378ページ。

(15) 同書、78ページ。

(16)(17) 同書、79ページ。

- (18) 同書, 98ページ。
- (19) (20) 同書, 256ページ。
- (21) (22) 同書, 257ページ。
- (23) 同書, 262ページ。
- (24) 前掲『東京土木建築業組合沿革史』, 119~120ページ。
- (25) (26) 同書, 68ページ。
- (27) (28) 『東京日日新聞』, 大正14年12月22日号。
- (29) 同紙, 12月23日号。
- (30) 前掲『東京土木建築業組合沿革史』, 68ページ。
- (31) 清水釘吉翁伝記刊行会『清水釘吉翁』, 昭和18年10月, 199ページ。
- (32) 前掲『監獄部屋』, 108ページ。
- (33) 平凡社『世界大百科事典』14, 373ページ。
- (34) 大名の土工部屋は、御小屋といった。たとえば、明暦3年江戸大火の折、加賀藩では領国から召し寄せた人足のため、「御小屋を被仰付、御国郡方より指出候御普請人足、右之御小屋に被指置候」(前掲『御夜話集』上, 114ページ)とある。
- (35) 前掲『監獄部屋』, 62~63ページ。
- (36) 同書, 152ページ。
- (37) 高田玉吉記・吉川善盛編『実録 土工・玉吉タコ部屋半生記』, 太平出版社, 昭和49年3月, 117ページ。同書では「髪をオールバック〔オールバックの嘲笑を含めた訛〕にしている、ぼんぼんで何も仕事のできない者のこと」と説明している。なお、北沢楽天の漫画雑誌『東京パック』, 同時期の『大坂パック』に関係があるのではないかと示唆してくれた人もある。あるいはそうかも知れないが、タコ部屋のタコと同じで、これという決め手はない。
- (38) 前掲『監獄部屋』, 126ページ。
- (39) 高田玉吉がヤキの後遺症で腕が動かなくなったときの話。「翌朝は歯をくいしばってまかない〔身仕度〕をつけました。周番は見て見ないふりをしています。小林の新ちゃんは、私とは兄弟分同様の仲ですが、この部屋では周番と下飯台です。かるがるしく私の方から口をきくわけにはいきません。こういうきたりは軍隊と似ているところがあります」(前掲『実録 土工・玉吉タコ部屋半生記』, 146ページ)。